

沼田市立沼田東中学校部活動運営方針

1. 部活動の目的

生徒の自主的、主体的な活動を促し、スポーツや文化活動に親しみ、心身の健康や体力、技能の向上、協力や思いやりなどの社会性の伸長を図る活動とする。

2. 部活動の基本方針

生徒が主体的に活動でき、生徒の良さを伸ばし、実態に合う指導ができるよう、沼田市独自施策「教育部活」の趣旨を生かした部活動運営を行う。

3. 活動時間等について

(1) 活動時間

- ①平日の活動時間は、原則として2時間程度とする。
- ②朝の活動は、部活動としては行わない。自主的参加を原則に行うことができる。
7時35分から8時00分までとする。
- ③休日に練習を行う場合は、午前又は午後のいずれかに設定し、活動時間は3時間程度とする。練習試合等で終日となる場合は、生徒の健康管理に十分配慮して、休養時間を適切に設定し、無理のないように活動する。
- ④部活動の延長は、9月～3月までの期間、各種大会等2週間前より実施することができる。活動時間は最長17時45分までとする。部活動の延長を行う時は事前に校長に許可をとる。必ず顧問教師が指導し、保護者が迎えに来られることを原則とする。18時00分までには安全に下校させる。

(2) 部活をもたない日

- ①平日「月曜日」1日と火曜から金曜日の1日また、土・日曜日のいずれか1日の週3日以上。
 - ②中間、期末テスト3日前より。
 - ③その他、年間行事予定表による。
 - ④長期休業中の土・日曜日、「行事なしの期間」及び「年末・年始」。
- ※なお、大会等の参加により、土・日曜日にやむを得ず活動する必要がある場合は、代替休養日を確保する。

4. 安全対策・事故防止

- ①日常の活動を安全に行うことができるよう、活動の前後に健康観察を行い、常に生徒の健康安全に努める。また、練習場所や練習設備、用具等について、安全確認を実施する。
- ②練習中の適切な休息や水分補給等に十分配慮し、熱中症対策や事故防止に心がける。

5. 体罰等の許されない指導の未然防止

部活動は学校教育の一環であり、体罰ならびに生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定したりするような発言や行為は、絶対に行わない。このことは、学校関係者のみならず、保護者等にも説明し、理解を図っていく。

6. 保護者・地域との連携

生徒の健全な育成と教育環境の充実の観点から、保護者・地域との連携に努め、生徒や保護者が部活動に関する心配や不安等について、顧問や学校に相談しやすい雰囲気醸成する。

※基本的には、本指針に沿って部活動を推進しますが、特別な事情がある場合には、沼田市教育委員会との協議の上、運営します。